

医療管理ニュース Vol.93

6月・7月は税務関連事務がいっぱい

この時期は例年、個人住民税特別徴収・賞与支払届や労働保険の年度更新など労務に関わる事務処理が多く、先生方のご苦労されていることと思います。今年は更に5月会報でもお知らせしたように定額減税も実施され、ベースアップ評価料を含む診療報酬改訂の時期も重なり、目が回るような忙しさではないでしょうか。ここでは税務関連事務について少し整理してみたいと思います。

●労働保険の年度更新

7月10日までに年度更新の手続きを行います。申告忘れはありませんか？ 事業を廃止・労働者を使用しなくなった場合でも申告は必要です。

●賞与支払届の提出（厚生年金加入事業所）

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に賞与支払届を提出してください。

●個人住民税の特別徴収（新年度スタート）

6月から新年度の特別徴収税額となり、6月は端数調整があり毎月の金額と相違している場合があります。また、定額減税対象者については今年は6月分は徴収されず7月～来年5月にかけて定額減税後の税額が徴収されます。徴収金額に注意しましょう。

●定額減税の実施と控除後の事務

給与所得者に対する所得税の定額減税は原則、給与支払者が給与計算時に実施することになり、控除後には給与支払明細書に減税額を明記しなければなりません。

記載例

給与支給明細書		年	月分	支給年月日	年	月	日
所属		氏名					
勤怠	出勤日数	日	欠勤日数	日	有給休暇	日	
	就業時間	時間	時間外勤務	時間	遅刻・早退	回	
支給額	基本給		時間外手当		通勤手当		
	皆勤手当		主任手当		住居手当		
	計	0					
控除額	健康保険		雇用保険		所得税		
	住民税						
	計	0					
差引支給額		0					

定額減税：3,520円

* 記載場所は特に規定はありません。

* 別紙に記載しても差し支えありません。



(理事 本多浩三)